

令和２年度 第８回阿見町農業委員会会議録

１．日 時：令和２年１１月１１日（水）午前１０時００分

２．場 所：阿見町役場 ４階 全員協議会議室

３．出席委員：農業委員 ７名 農地利用最適化推進委員 １０名

１番	渡 邊 通 君	１番	吉 田 一 男 君
２番	小 泉 治 久 君	２番	山 崎 明 君
３番	柳 生 利 幸 君	３番	小 見 川 清 君
４番	浅 野 敬 司 君	４番	小 松 崎 秀 昭 君
５番	島 田 辰 男 君	５番	福 岡 み つ 子 君
６番	横 張 清 彦 君	６番	諏 訪 原 早 苗 君
７番	青 山 和 泉 君	７番	野 口 裕 司 君
８番	山 崎 久 司 君	８番	栗 山 繁 君
９番		９番	大 塚 康 夫 君
１０番		１０番	

４．欠席委員：農業委員 １番 藤平清子 君 ５番 吉田和嗣 君 ７番 長谷川義洋 君

５．議事日程：第１ 議事録署名委員の指名

第２

議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第１号 農地法第３条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第２号 農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第３号 農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

その他

６．農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

７．会議の概要

午前１０時００分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第４条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は１７名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、３番柳生利幸委員・６番島田辰男委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日10月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が1a、契約内容は所有権移転贈与です。〇〇から西南西へ約50mに位置し、隣地地目は東側が宅地、他方は譲受人所有の畑及び山林であります。北側の畑については、平成31年1月10日に同条件同受渡人での3条許可済地であり、本来であれば本申請と併せて許可申請すべきところ漏れていたことが判明し、本申請に至ったものです。営農計画は普通畑（野菜）です。申請書類及び添付資料等を確認し、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を2番小泉治久委員お願いいたします。

2 番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は休耕中の農地で、適正に管理されており、境界についても問題ないと思われれます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日10月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3aです。計画内容は、自己用住宅、木造2階建て建築面積は〇〇㎡、駐車スペース2台です。

整理番号2番、申請日10月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が5aです。計画内容は、自己用住宅、木造2階建て建築面積は〇〇㎡、駐車スペース3台です。

整理番号1番2番ともに、〇〇から北東へ約500mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから、いずれも第1種農地と判断しました。住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの（農地法施工規則第33条第1項第4号）であり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

造成計画は、盛土（１番：最高30cm、２番：最高77.6cm）を行い土留め工事を行います。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済です。

整理番号３番、申請日１０月２２日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、１筆、面積が５aです。〇〇から南東へ約600mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上の農地が広がっていることから、第１種農地と判断しました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、自己用住宅、軽量鉄骨造２階建て建築面積は〇〇㎡、農業用の既存建物〇〇㎡は取り壊さず物置として活用し、造成計画は盛土（最高30cm）を行い、緩衝地を設けます。用排水計画は、地下水汲み上げ、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は農業集落排水に接続します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であり、農振除外申請手続きが１１月４日に完了しています。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号１番２番を６番島田辰男委員、整理番号３番を９番青山和泉委員お願いいたします。

６番： 整理番号１番及び２番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

９番： 整理番号３番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明にもありましたが、申請地内には、既設の木造物置、他にもビニールハウスや庭木もあり、これらを残しつつ住宅を建築すると伺いました。管理は適正に行われており、隣地境界についても問題なく、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号１番、申請日１０月２２日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、１筆、面積は３a、〇〇から西北西へ約200m、〇〇から東へ約100mに位置しております。現況写真（非農地）国土地理院平成１１年６月１２日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中でない土地であります。また、添付された固定資産課税台帳記載事項証明書によると、既に宅地課税となっております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員お願いいたします。

8 番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明に加えて、耕運機等の機械を入れることによって、耕作可能となる土地ではなく、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。整理番号11番12番13番が農業委員9番青山和泉委員関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が27a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。
整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が178a㎡、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。
整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が40a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。
整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。
整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が36a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。
整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が113a、利用権の内容は普通畑、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が24a、利用権の内容は水稻、権利は賃貸借の利用権でございます。5年の新規設定です。
整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が58a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコン、5年の再設定です。
整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が18a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。
整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が30aの内9a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。
整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が55a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。
整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が48a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻、10年の再設定です。
整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が31a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が34a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が28a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコン、5年の新規設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が2a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコン、5年の新規設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が78a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が5a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号18番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が16a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号19番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が13a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号20番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が19a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号21番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が15a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号22番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が57a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号23番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が40a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号14番15番が委員の斡旋による新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議長：説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農業委員9番青山和泉委員 入室）

<報告事項>

議長：これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局：報告事項

- 1、農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について
 - 2、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
 - 3、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年11月11日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

- 事務局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は12件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

- 事務局： その他（事務連絡）
- ① 活動報告
- 10月13日（火）～14日（水）麦種子の配布
 - 10月14日（水）～29日（木）サンクラブ農業体験（5園 206名参加）
 - 10月16日（金）県農：会長・局長会議〔水戸市〕
- ② 今後の予定
- 11月12日（水）さといも収穫（定例総会終了後）
 - 11月18日（水）いばらき女性農業委員研修会〔つくば市〕
 - 11月27日（金）郡協：会長・局長会議〔美浦村〕
 - 12月15日（火）人・農地プラン実質化セミナー〔つくば市〕
- ③ 現地調査及び総会の予定
- 12月現地調査 12月 9日（水）当番農委 8番横張清彦委員
当番農委 9番青山和泉委員
 - 12月定例総会 12月10日（木）午後3時00分から

- 議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午前11時00分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印